

岩手県監査委員告示第29号

行政監査及び定期監査の結果の公表（令和6年岩手県監査委員告示第39号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県教育委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年5月9日

岩手県監査委員 五日市 王
岩手県監査委員 川村 伸 浩
岩手県監査委員 五味 克 仁
岩手県監査委員 中野 玲 子

- 1 監査対象機関名 岩手県教育委員会事務局教育企画室
- 2 監査実施日
 - （1） 予備監査実施日 令和6年7月11日
 - （2） 本監査実施日 令和6年8月22日
- 3 監査結果の公表の日 令和6年10月8日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
勤勉手当の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが2件、92,834円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	速やかに返納処理を完了したとともに、今後は、①支給割合・期間率を各室課にて算定すること、②Excel等を利用した算定ツールを活用することとし、再発防止に努めることとした。